

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	一団地、連坦地、一団型総合設計又は連坦建築物総合設計における認定又は許可の取消し。	
根拠法令・条項 所 管 課	建築基準法第86条の5第1項 建築安全課	
審 査 基 準	<p>当該認定取り消しについては、法に規定されている基準以外に審査基準の設定は不要であるので、法の規定どおりとする。</p>	
標準処理期間	<p>標準処理期間</p> <p>標準処理期間を設定できない理由</p>	<p>30日を原則とする。</p>